

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯田市長

公表日

令和6年1月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金(3万円)の支給事務【令和5年12月31日終了】 (3) 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年5月12日終了】 (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務 (5) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務</p>
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号利用法 第9条第1項、別表第1 第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号利用法 第19条第8号、別表第2 第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4</p> <p>■情報提供 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金、長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金及び令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金の支給事務:福祉課 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金の支給事務:子育て支援課 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金の支給事務:市民課
②所属長の役職名	飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金、長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金及び令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金の支給事務:福祉課長 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金の支給事務:子育て支援課長 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金の支給事務:市民課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 健康福祉部 福祉課、子育て支援課又は市民課(前5. ①の区分に準じる。)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	飯田市役所 健康福祉部 福祉課、子育て支援課又は市民課(前5. ①の区分に準じる。) 電話0265-22-4511
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月10日	新規作成				
令和5年6月1日	対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和5年6月1日	取扱者数	500人以上	500人未満	事前	
令和6年1月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金(3万円)の支給事務【令和5年12月31日終了】 (3) 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年5月12日終了】 (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務 (5) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金(3万円)の支給事務【令和5年12月31日終了】 (3) 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年5月12日終了】 (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務 (5) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務</p>	事前	
令和6年1月1日	個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、「番号法」) 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条	番号利用法 第9条第1項、別表第一 第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成二十六年十二月十二 日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総 務省令第七号) 第59条の4</p> <p>■情報提供 なし</p>	<p>■情報照会の根拠 番号利用法 第19条第8号、別表第2 第121項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4</p> <p>■情報提供 なし</p>	事前	
令和6年1月1日	部署	飯田市健康福祉部福祉課	<p>飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援 給付金、長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支 援金及び令和5年度飯田市原油価格・物価高 騰対策生活応援追加給付金の支給事務:福祉 課</p> <p>令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援 給付金の支給事務:子育て支援課</p> <p>令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支 援金の支給事務:市民課</p>	事前	
令和6年1月1日	所属長の役職名	課長	<p>飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援 給付金、長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支 援金及び令和5年度飯田市原油価格・物価高 騰対策生活応援追加給付金の支給事務:福祉 課長</p> <p>令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援 給付金の支給事務:子育て支援課長</p> <p>令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支 援金の支給事務:市民課長</p>	事前	
令和6年1月1日	請求先	飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 健康福祉部福祉課	飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 健康福祉部 福祉課、子育て支援 課又は市民課(前5. ①の区分に準じる。)	事前	
令和6年1月1日	連絡先	飯田市役所 健康福祉部福祉課 電話0265-22-4511 内線5712	飯田市役所 健康福祉部 福祉課、子育て支援 課又は市民課(前5. ①の区分に準じる。) 電話0265-22-4511	事前	
令和6年1月1日	対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	
令和6年1月1日	取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	